

## 平成27年度第2回国民健康保険運営協議会 諮問事項概要

### 諮問事項（1）国民健康保険料の賦課限度額の改定について

区分ごとの保険料算定額が下記の賦課限度額を超える世帯については、賦課限度額を保険料賦課額としています。今回の改正は、各区分の賦課限度額を引き上げるものです。

区分	現行	改正後
医療分	52万円	<u>54万円</u>
支援金分	17万円	<u>19万円</u>
介護分	16万円	16万円
合計	85万円	<u>89万円</u>

### 諮問事項（2）低所得世帯の保険料軽減制度の基準額の改定について

世帯の所得が下記の軽減対象基準額以下の世帯については、該当する軽減割合に基づき、均等割額及び平等割額を軽減しています。今回の改正は、5割、2割の軽減対象基準額を引き上げ、軽減を受けることのできる世帯を拡充するものです。

軽減割合	現行	改正後
7割	33万円	33万円
5割	33万円+26万円 ×被保険者数	33万円+ <u>26万5千円</u> ×被保険者数
2割	33万円+47万円×被保険者数	33万円+ <u>48万円</u> ×被保険者数